

令和4年12月27日

近江八幡市長 小 西 理 様

近江八幡市特別職報酬等審議会
会 長 平 居 新 司 郎

近江八幡市特別職の報酬額等について(答申)

令和4年11月7日付けで諮問のありました標記のことについて、本審議会は、
公平不偏の姿勢をもって慎重に審議を重ねた結果を別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和4年12月27日

近江八幡市特別職報酬等審議会

答 申

当審議会は、令和4年11月7日に、近江八幡市議会議員の報酬額及び近江八幡市長、副市長及び教育長の給料について、市長から意見を求められ、11月7日、11月28日及び12月19日の計3回の審議会において、慎重な審議を重ねました結果、以下のとおり答申します。

記

【報酬額等】

1 市議会議員の報酬額

職名		現行額	答申額
議長	月額	455,000円	475,000円
副議長	//	400,000円	412,000円
議員	//	360,000円	376,000円
次期改選後の令和5年5月1日から適用されることが適当と判断する			

2 市長、副市長及び教育長の給料の額

職名		現行額	答申額
市長	月額	880,000円	現行額のとおり
副市長	//	730,000円	現行額のとおり
教育長	//	685,000円	現行額のとおり

【審議内容等について】

今回、近江八幡市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)は、令和4年11月7日に市長からの諮問を受けて開催し、前回の審議会答申後(平成27年3月)からの社会経済情勢等、状況変化を踏まえて、審議に際して提出された資料等をもとに検討を行い、報酬額等を改定すべきかどうかを中心に議論しました。

審議会では、市の財政状況、県内他市及び県外の同規模の類似都市の特別職報酬額や今後見込まれる課題等を踏まえ、各審議会委員が市民の立場で慎重かつ率直な意見を交換しました。

1 市議会議員の報酬額について

市政の両輪の一つである市議会の果たす役割と責任は重要であり、市民の代表機関として、地域の実情に応じ政策立案機能や監視機能を十分に発揮するために、積極的な議員活動の展開が求められています。

このような中、令和4年9月市議会定例会において、議員提案により次期改選時の議員定数を24名から22名に削減されたことから、今後、市民に不利益をもたらさないためにも、今にも増して議員活動の質と量が重要になってくるものと思われまます。

この市議会議員の職務・職責を踏まえるとともに、県内他市及び類似団体の報酬額との比較において下回っていることや近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会からの「専門的事項に係る調査報告書」、本市の財政状況、加えて、昨今の物価高騰の中、現行の報酬額が平成23年5月1日の適用であり10年以上据え置かれている状況も考慮し、「引き上げ」が妥当であると判断しました。

報酬額については、今後の若い人をはじめとした優秀な人材確保の観点から大幅に増額すべきとの意見もありましたが、現下の社会経済情勢や市民の生活環境及び市民感情を踏まえ、県内他市の平均額をもとに、平均3.9%の引き上げとし、近江八幡市の市議会議員の職務、職責に相応しい報酬額としました。

また、実施時期については、次期改選後の令和5年5月1日から適用されることが妥当と判断します。

2 市長、副市長及び教育長の給料の額について

少子高齢化社会の進展や市民ニーズの多様化等、基礎自治体を取り巻く環境の変化は著しいため、市民との協働を図りつつ、限られた職員を効率的かつ効果的に配置した行政運営が求められています。一方で、地球温暖化や気候変動の影響による記録的、あるいは局地的な集中豪雨による洪水などが、毎年の

ように全国で発生し、深刻な被害をもたらしている状況もあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によるパンデミック(世界的大流行)など、これまでに経験したことが無い事象も発生しています。

このような状況から、市長、副市長及び教育長については、より一層高度な判断と実行力が求められることとなります。

市長、副市長及び教育長の給料額については、合併後の審議会の答申を受けて平成23年5月に増額改正されて以降、現行額のまま10年以上据え置かれています。この間、副市長2名体制による減額や選挙公約による減額措置が講じられてきた経過がありますが、今般、改めて、市長、副市長及び教育長の給料額について、その妥当性について審議しました。

審議の過程では、物価高騰をはじめ先行き不透明な社会経済情勢を踏まえると、今後の行財政運営における特別職の職務は一層高度化し、職責も重くなるものと考えられることから、「引き上げる」という方向性も考えられましたが、県内他市及び類似団体の給料額との比較において、現状で本市の給料額が僅かではありますが平均値を上回っていることから、審議会としては、「現行通り」という結論に至りました。

最後に、今後も特別職の報酬額等は、その時々々の社会経済情勢や市の行財政状況等に応じて自ら検討されることも必要であり、本審議会についても必要に応じ開催することが望ましいことを付言いたします。

近江八幡市特別職報酬等審議会委員

会長	平居 新司郎	公認会計士・税理士
会長職務代理者	岩井 由紀子	社会保険労務士
委員	青山 孝	近江八幡市連合自治会長
委員	小川 貴子	近江八幡商工会議所女性会長
委員	佐野 智哉	近江八幡青年会議所理事長
委員	田井中 卓也	近江八幡市金融協議会事務局幹事
委員	高木 敏弘	安土町商工会長
委員	堤 昭憲	近江八幡商工会議所専務理事

(敬称略、委員は五十音順)